○丁事現場等における施工体制の点検要領 新旧対昭表

新	旧
7 (省略)	1~7 (省略)
	附則
この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する(平成 13 年 7 月 12 日付け、土第 949 号)	この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する(平成13年7月12日付け、土第949号)
この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する	この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する
- の要綱は、平成20年 4月 1日から施行する(平成20年2月12日付け、19土(技)第609号)	この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する(平成20年2月12日付け、19土(技)第609号)
- の要綱は、平成25年 5月 1日から施行する(平成25年4月24日付け、25土(技)第70号)	この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する(平成25年4月24日付け、25土(技)第70号)
- の要綱は、平成27年 4月 1日から施行する(平成27年3月24日付け、26土(技)第748号)	この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する(平成27年3月24日付け、26土(技)第748号)
- の要綱は、平成28年 6月 1日から施行する(平成28年5月 日付け、28土(技)第111号)	

新		III			
別紙―1の1		別紙―1の1			
工事現場等における施工体制チェックリスト		工事現場等における施工体制チェックリスト			
I. 書類審査用		I . 書類			
点検 番号 チェックポイント	チェック方法等	点検 番号	チェックポイント	チェック方法等	
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)		【現場代	は理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)		
111 (省略)	(省略)	111 ~	(省略)	(省略)	
113	建設業法第3条 建設業法第26条第4項		特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で(1 次)下請契約の予定総額が 30,000 千円以上の場合、 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。 現場代理人、主任(監理)技術者、担当技術者の雇用状況、常駐、専任	建設業法第3条建設業法第26条第4項	
主任(監理)技術者、担当技術者の雇用状化、常然、特定 主任(監理)技術者は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。) 現場代理人は、工事現場に常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、当該工事現場、または、兼任している工事現場で常駐するものであること。) 請負代金額 35,000 千円以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は、1次下請総額が 40,000 千円以上の場合に配置) 担当技術者は、当該工事に対し専任であること。	工事請負契約約款第 10 条第 2 項 建設業法第 26 条第 3 項、契約約款第 10 条 第 1 項 書類持参者に質問し、確認 工事請負契約約款第 10 条第 1 項		記例(単八、王任(監理)技術者は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者については、開札日以前に所 属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。) 現場代理人は、工事現場に常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、 当該工事現場、または、兼任している工事現場で常駐するものであること。) 請負代金額 25,000 千円以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は、1次下請総額が 30,000 千円以上の場合に配置) 担当技術者は、当該工事に対し専任であること。	工事請負契約約款第 10 条第 2 項 建設業法第 26 条第 3 項、契約約款第 10 条 第 1 項 書類持参者に質問し、確認 工事請負契約約款第 10 条第 1 項	
116 (省略)	(省略)	116	(省略)	(省略)	
【下請施工通知(申請)、再下請施工通知(申請)】 (工事請負契約約款第7条関係)	(/ là m/r)		直工通知(申請)、再下請施工通知(申請)】 (工事請負契約約款第7条関係)	(//>=##)	
121 (省略) ~ 124	(省略)	121 ~ 124	(省略)	(省略)	
125 建設業許可	建設業法第3条	125	建 設業許可	建設業法第3条	
①(1次)下請契約の総額が40,000千円以上の場合、元請業者は、特定建設業の許可を受けていること。	(例:基礎工のみ…「とび・土工・コンクリート」)		①(1次)下請契約の総額が30,000千円以上の場合、元請業者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②5,000千円以上の下請の場合、下請業者は当該下請工事に対応した業種の建設業許可を受けていること。	(例:基礎工のみ…「とび・土工・コンクリート」)	
②5,000 千円以上の下請の場合、下請業者は当該下請工事に対応した業種の建設業許可を受けていること。 126 (省略)	(省略)	126	②5,000 十円以上の下前の場合、下前業者は当該下請上事に対応した業種の建設業計可を受けていること。 (省略)	(省略)	
「施工体制台帳・施工体系図」(愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-1-10関係)	(有响)	 	は開台帳・施工体系図】 (愛媛県土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-10 関係)	(有畸)	
1/81 (省略) (名略) (2007年7月11日 (20	(省略)	131 ~ 135	(省略)	(省略)	
136 下請業者の主任技術者の雇用状況、専任 下請業者が配置する主任技術者は、直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。また、35,000 千円以上の 下請の場合、主任技術者は、専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工 事及び兼任している工事に対し専任であること。)	建設業法第26条第3項 書類持参者に質問し、確認	136	「請業者の主任技術者の雇用状況、専任 下請業者が配置する主任技術者は、直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。また、 <mark>25,000 千円</mark> 以上の 下請の場合、主任技術者は、専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工 事及び兼任している工事に対し専任であること。)	建設業法第26条第3項 書類持参者に質問し、確認	
137 (省略)	(省略)	137	(省略)	(省略)	
【工事実績データ】 (愛媛県土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-5 関係)			ミ績データ】 (愛媛県土木工事共通仕様書 第1編 1−1−1−5 関係)		
141 (省略)	(省略)	141 【その他	(省略)	(省略)	
【その他】 151 (省略)	(省略)	151	(省略)	(省略)	
101 (1940)	(10 40)	101	(E MD)	(E MD)	

	新			旧		
別紙-1の2			別紙-1の2			
点検	事現場用	ar to the Victoria	点検	事現場用		
番号	チェックポイント	チェック方法等	番号	チェックポイント	チェック方法等	
【元請 211	業者の現場代理人・主任(監理)技術者等の配置状況の確認】 (省略)	(省略)	【元請 211	i業者の現場代理人・主任(監理)技術者等の配置状況の確認】 (省略)	(省略)	
		各技術者の技術検定合格証明書、監理技術者		主任(監理)技術者、専門技術者の所要資格の確認	各技術者の技術検定合格証明書、監理技術者	
	主任(監理)技術者、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。((1次)下請契約の総額が40,000千円以上の工事については、監理技術者資格者証を有する監理技術者の配置が必要。監理技術者資格者証に記載されている、顔写真、所属建設業者名及び資格が本人であること。所属建設業者及び資格が相違ないことを確認。)			主任(監理)技術者、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。((1次)下請契約の総額が30,000千円以上の工事については、監理技術者資格者証を有する監理技術者の配置が必要。監理技術者資格者証に記載されている、顔写真、所属建設業者名及び資格が本人であること。所属建設業者及び資格が相違ないことを確認。)	資格者証等により確認	
213 ~	(省略)	(省略)	213 ~	(省略)	(省略)	
215 216	主任(監理)技術者の専任の確認	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)	215 216	主任(監理)技術者の専任の確認	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)	
	請負代金額35,000千円以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	するほか、必要に応じ作業日報等により確認		請負代金額25,000千円以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	するほか、必要に応じ作業日報等により確認	
	施工体制の確認】			施工体制の確認】		
221 ~	(省略)	(省略)	221 ~	(省略)	(省略)	
225			225			
226	下請業者の主任技術者の専任の確認	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)	226	下請業者の主任技術者の専任の確認	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)	
	35,000千円以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	するほか、必要に応じ作業打合せ日誌、作業		25,000千円以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。)	するほか、必要に応じ作業打合せ日誌、作業	
227 ~	(省略)	(省略)	227 ~	(省略)	(省略)	
228			228			
	における施工体系図の掲示等】			における施工体系図の掲示等】		
231 ~	(省略)	(省略)	231 ~	(省略)	(省略)	
234			234			
建主	工事の場合 設業の許可請負金額 15,000千円以上(又は延べ面積150㎡以上の木造住宅)の工事 任技術者の専任…請負金額 70,000千円以上の工事 理技術者の配置…(1次)下請契約の総額が 60,000千円以上の工事(施工体制台帳等の作成要) 定建設業許可(1次)下請契約の総額が 60,000千円以上の工事		建主監	正事の場合 設業の許可請負金額 15,000千円以上(又は延べ面積150㎡以上の木造住宅)の工事 任技術者の専任…請負金額 50,000千円以上の工事 理技術者の配置…(1次)下請契約の総額が 45,000千円以上の工事(施工体制台帳等の作成要) 定建設業許可(1次)下請契約の総額が 45,000千円以上の工事		